

【新型コロナウイルス感染拡大防止対策】 全社在宅勤務へ体制変更及び在宅手当支給に関して

2020年4月14日
株式会社鈴木商店

株式会社鈴木商店（本社：大阪市北区西天満、代表取締役：鈴木史郎）は、新型コロナウイルス感染拡大を受け、弊社スタッフ並びにお客様や応募者の方々の安全確保を最優先し、高品質なシステムの安定的提供のため、2020年3月26日より在宅勤務及び時差出勤を推奨して参りました。

しかしながら、この度、政府による緊急事態宣言（2020年4月8日付）を受け、感染拡大防止対策のため全社的に在宅勤務へ体制を変更し、在宅での就労に必要な開発環境整備費用補助を目的として在宅勤務手当を支給することを決定致しました。

【概要】

原則在宅勤務とし、在宅での就労環境整備費用補助を目的とした臨時的「在宅勤務手当」を支給致します。

【対策】

- ・全社的に在宅勤務を実施致します。
- ・商談や面接の対面実施を原則禁止（出張含む）としオンラインで実施致します。
- ・在宅勤務に必要な費用を補填するための在宅勤務手当を支給致します。

【在宅勤務手当の内容】

- ・対象：全従業員（雇用形態を問わず鈴木商店と雇用契約を締結している社員）
- ・金額：一律10,000円支給

【在宅勤務手当の用途】

在宅勤務の環境整備にかかる光熱費、インターネットの契約・回線代金の支払等

鈴木商店では自然災害や感染症拡大などの非常時においても、引続きスタッフ並びにお客様の安全を最優先し「挑戦するお客様の力に」を理念として、開発体制や危機管理強化に務め安定的なシステム開発の提供に尽力して参ります。

末筆ながら、今回の新型コロナウイルスにより亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈りすると共に、罹患された方々のご回復と、感染の早期終息をお祈り申し上げます。

〈本件に関するお問合せ先〉

総務担当：somu@suzukishouten.co.jp